

## 会 議 録

会議名		令和2年度 第3回 大野北地区まちづくり会議				
事務局 (担当課)		中央区役所 大野北まちづくりセンター 電話 042-861-4512				
開催日時		令和2年9月25日(金) 19時00分～19時45分				
開催場所		大野北公民館 大会議室				
出席者	委員	22人 (別紙のとおり)				
	その他	1人 公民館館長代理				
	事務局	2人 まちづくりセンター所長、同主査				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部公開不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>1 あいさつ</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 大野北地区まちづくりを考える懇談会の役割分担について</p> <p>(2) 地区課題の検討について</p> <p>3 出席委員からの情報提供</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 新しい生活様式対応事業に係る市民活動緊急支援助成金について</p> <p>(2) 次回日程について(まちづくりを考える懇談会)</p> <p>5 閉 会</p>				

## 審 議 経 過

### 1 開 会

山口会長あいさつ

(以後進行は山口会長)

### 2 議 題

#### (1) 大野北地区まちづくりを考える懇談会の役割分担について

懇談会の役割分担については、全体会(本会議)に先立って開催された役員会において、役員会としては、昨年度と同様、総合司会を脇山副会長に、テーマ説明を小川副会長に担っていただきたいという検討結果になった旨を事務局から報告した。

結果、他の委員から異論がなかったため、上記のとおり役割分担となった。

#### (2) 地区課題の検討について

地区課題の検討方法については、前回のまちづくり会議において、テーマシート中の「取組状況」の内容について検討した結果、昨年度の懇談会での各委員の発言要旨を集約した内容を記載することとなった。

資料2(テーマシート)については、上記検討結果を反映させて作成したものであり、また、全体会(本会議)に先立って行われた役員会において、役員からいただいた意見についても反映させている内容であることを事務局から説明し、各委員に最終確認を依頼した。

結果、テーマシートについては、資料2のとおりとすることで了承された。

なお、本件について、委員からの意見等はなし。

### 3 出席委員からの情報提供

#### (1) 大野北第1高齢者支援センター 伊藤委員、第2高齢者支援センター 木幡委員 代表して木幡委員から「相模原市高齢者実態調査報告書」に関する報告があった。

今後、この報告に基づき、地域ケア会議において議論を進める予定である。結論等の報告については、改めて行いたい旨の説明があった。

#### (2) 青山学院大学 平井委員

同大学相模原祭が、10月10日(土)、11日(日)(時間は、午後1時から午後5時まで)に開催する。キャンパス内に入ることはできないが、オンラインでの視聴が可能なので是非ご覧いただきたい。

#### (3) 桜美林学園 河本委員

同大学の大学祭についても、青山学院大学と同様にオンラインで配信する。開催日については、10月30日(金)から11月1日(日)までなので是非ご覧いただきたい。

#### (4) 麻布大学 白石委員

同大学いのちの博物館については、新型コロナウイルスの関係で閉館していたが、10月から完全予約制で再開することになったことが紹介された。

#### (5) 大野北地区民生委員児童委員協議会 脇山副会長

赤い羽根共同募金については、毎年、10月1日に実施している。今年度についても、

実施予定であるが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、時間を短縮して実施する予定である。(例年：8時～16時 今年度：10時～12時及び13時～15時)

#### 4 その他

##### (1) 新しい生活様式対応事業に係る市民活動緊急支援助成金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているNPO法人や市民活動団体等に対し、「新しい生活様式」に対応した事業を実施するための経費の助成制度について、担当課(市民協働推進課)が作成したチラシ等を用いて事務局から説明した。

##### (2) さがみはら39キャッシュバックキャンペーンの開始について

前々回のまちづくり会議で紹介した同キャンペーンについては、10月1日(木)から開始されることとなった。参加加盟店一覧と申請書を配布し、地区の経済活性化への協力を各委員へ依頼した。

##### (3) 次回日程について

次回(まちづくりを考える懇談会)は、令和2年10月30日(金)午後7時から開催予定である旨を事務局から報告した。

#### 5 閉会

脇山副会長が閉会

以上

令和2年度 大野北地区まちづくり会議委員出席者名簿

	氏名	所属団体等の名称	出欠席
1	山口 信郎	大野北地区自治会連合会	出
		大野北地区社会福祉協議会	
2	飯田 秀雄	大野北地区自治会連合会	出
3	林 知治	大野北地区自治会連合会	欠
4	脇山 寿満子	大野北地区民生委員児童委員協議会	出
5	小野澤 行雄	大野北地区社会福祉協議会	出
6	小川 紳夫	大野北公民館	出
7	田加井 政男	交通安全協会	出
8	荻原 ますみ	大野北地区交通安全母の会	出
9	原田 武久	大野北地区老人クラブ連合会	欠
10	安藤 貴光	相模原市消防団中央方面隊第三分団	出
11	竹内 重男	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構	出
12	小方 明	大野北青少年健全育成協議会	出
13	高橋 美保	青少年指導委員大野北地区協議会	出
14	村田 明夫	スポーツ推進委員大野北地区協議会	出
15	柴沼 敦子	小学校	出
16	馬場 尚子	中学校	欠
17	小出 茂	小・中学校PTA	出
18	平井 昇	青山学院大学	出
19	河本 真治	桜美林学園	出
20	白石 一郎	麻布大学	出
21	神谷 恵子	福祉グループ「輪」	出
22	伊藤 憲秀	大野北第1高齢者支援センター	出
23	木幡 一博	大野北第2高齢者支援センター	出
24	萩生田 康治	にこにこ星ふちのべ商店会	欠
25	渡辺 章	淵野辺駅南口商栄会	出
26	玉城 洋	相模原市農業協同組合淵野辺支店	出

# 令和2年度 第3回大野北地区まちづくり会議

日 時 令和2年9月25日(金)  
午後7時から  
場 所 大野北公民館 1階 大会議室

## 次 第

1 あいさつ

2 議 題

(1) 大野北地区まちづくりを考える懇談会の役割分担について【資料1】

(2) 地区課題の検討について【資料2】

3 出席委員からの情報提供

4 その他

(1) 新しい生活様式対応事業に係る市民活動緊急支援助成金について

(2) 次回日程について(まちづくりを考える懇談会)

日 時 令和2年10月30日(金) 午後7時から

場 所 大野北公民館 大会議室

以 上

# 令和2年度 大野北地区まちづくり会議委員及び役員

令和2年7月28日現在

## 1 委員(大野北地区まちづくり会議会則 第4条別表第1)

	氏名	所属団体等の名称	役職名
1	山口 信郎	大野北地区自治会連合会	会長
		大野北地区社会福祉協議会	会長
2	飯田 秀雄	大野北地区自治会連合会	副会長
3	林 知治	大野北地区自治会連合会	副会長
4	脇山 寿満子	大野北地区民生委員児童委員協議会	会長
5	小野澤 行雄	大野北地区社会福祉協議会	会計
6	小川 紳夫	大野北公民館	館長
7	田加井 政男	交通安全協会	理事
8	荻原 ますみ	大野北地区交通安全母の会	会長
9	原田 武久	大野北地区老人クラブ連合会	会長
10	安藤 貴光	相模原市消防団中央方面隊第三分団	分団長
11	竹内 重男	さがみはら国際交流ラウンジ	副代表
12	小方 明	大野北青少年健全育成協議会	会長
13	高橋 美保	青少年指導委員大野北地区協議会	地区長
14	村田 明夫	スポーツ推進委員大野北地区協議会	委員
15	柴沼 敦子	小学校	共和小学校校長
16	馬場 尚子	中学校	共和中学校校長
17	小出 茂	小・中学校PTA	大野北小学校PTA会長
18	平井 昇	青山学院大学	相模原事務部庶務課長
19	河本 真治	桜美林学園	地域社会連携室兼校友課課長
20	白石 一郎	麻布大学	総務部 地域連携課長
21	神谷 恵子	ボランティアグループ	福祉グループ「輪」代表
22	伊藤 憲秀	大野北第1高齢者支援センター	センター長
23	木幡 一博	大野北第2高齢者支援センター	センター長
24	萩生田 康治	にこにこ星ふちのべ商店会	会長
25	渡辺 章	淵野辺駅南口商栄会	役員
26	玉城 洋	相模原市農業協同組合淵野辺支店	支店長

## 2 役員(同会則 第6条別表第2)

役職	所属団体等の名称	氏名
会長	大野北地区自治会連合会会長 大野北地区社会福祉協議会会長	山口 信郎
副会長	大野北地区民生委員児童委員協議会会長	脇山 寿満子
副会長	大野北公民館館長	小川 紳夫
幹事	大野北地区自治会連合会副会長	飯田 秀雄
幹事	大野北地区自治会連合会副会長	林 知治

# 大野北地区まちづくりを考える懇談会

## 役割分担

日時 令和2年10月30日(金)  
午後7時から  
場所 大野北公民館大会議室

役割等	本年度	昨年度
総合司会		脇山副会長
委員紹介	自己紹介	自己紹介
市出席者紹介		脇山副会長(総合司会)
会長あいさつ	山口会長	山口会長
市代表あいさつ	市長	市長
懇談進行	山口会長	山口会長
テーマ説明		小川副会長
懇談ふりかえり・地域	山口会長	山口会長
懇談ふりかえり・市	市長	市長

## 大野北地区まちづくりを考える懇談会テーマ

地区のまちづくりに関して、地区でテーマを選定する(原則一つ)。

現在、地区で重点的に取り組んでいるもの。

今後、地区で取り組んでいく必要があるもの。

### テーマの概要・内容

概 要	公共施設の再整備と既存施設の老朽化対策について
内 容	<p>淵野辺駅南口周辺の公共施設の再整備は、大野北地区の長年の課題となっており、平成30年度に策定した「大野北地区まちづくり会議報告書」において、「図書館や公民館等の公共施設を集約・複合化し、再整備することで、大野北地区から市内外へ文化を発信する交流拠点を創る」ことを重点分野の対応方策として取り上げたところである。</p> <p>一方で、新たな検討組織として昨年3月に「次世代に引き継ぐ淵野辺駅南口周辺のまちづくり市民検討会」が設置され、構成員によるグループワークやオープンハウスなど様々な取り組みが行われていることを承知しているが、未だに基本計画などの具体的な方策が示されず、地域住民にとっては、不安と同時に不便さが強いられている。また、歳月の経過とともに既存施設の老朽化が進行している状況である。</p> <p>昨年度の懇談会では、まちづくり会議の構成団体としての視点から、テーマに関連した様々な課題や要望をお伝えしたが、時間的な制約もあり、市側からは踏み込んだ回答をいただけなかったと認識している。</p> <p>そこで、昨年度の懇談会での委員の発言要旨を整理した項目に対する市の考えを伺い、さらに議論を深めていくことで、淵野辺駅南口周辺の公共施設の再整備と既存施設の老朽化対策が確実に前進する懇談としたい。</p>

### 上記テーマに関する地区の取組状況等

取組状況	<p>昨年度の懇談会では、多くの委員から発言があった。しかし、時間的な制約もあり、市側から十分な回答をいただけなかったことを踏まえ、今年度のまちづくり会議において、昨年度の各委員の発言内容を整理し、次の三つの項目に取りまとめた。</p> <p><b>【淵野辺駅南口周辺公共施設再整備に関する基本的な考え方】</b></p> <p>市民検討会において様々な取組が進められていることは承知しているが、まちづくり会議としては、公共施設再整備の基本計画が示されない現状に強い危機感を持っている。また、新市長となってシビックプライド(市民の市に対する誇りや愛着等)の考え方が出てきた。</p> <p>これらを踏まえた、淵野辺駅南口周辺の公共施設の再整備に関する市長の基本的な考え方を伺いたい。</p>
------	---



	<p>【図書館・公民館の望ましい姿とは】</p> <p>市内外へ文化を発信する交流発信拠点として、図書館・公民館は有効な施設だと考えると、再整備した場合における図書館と公民館の望ましい姿とはどのようなものと認識しているのかを伺いたい。</p> <p>【鹿沼公園再整備の考え方】</p> <p>平成 29 年度にパブリック・コメントが実施された時の基本計画（案）では鹿沼公園内に公共施設を再整備する案が示された。また、近隣の相模総合補給廠共同使用区域内に芝生広場や軟式野球場などが順次整備されることが先日公表された。</p> <p>公園施設の経年劣化が著しいことも含め、鹿沼公園の再整備についてどのように考えているのか見解を伺いたい。</p>
--	--

## 懇談時メモ

項 目	地域でできること、市がやるべきこと、協働でできること

# 新しい生活様式対応事業に係る 市民活動緊急支援助成金

～相模原市の市民活動を応援します～

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているNPO法人や市民活動団体等に対し、「新しい生活様式」に対応した事業を実施するための経費を助成します。

## 対象 団体

市内で相模原市民への非営利の市民活動を行う団体（NPO法人や任意団体等）で次の要件を満たすもの

- ・令和元年度の事業報告書等が提出できること。（NPO法人の場合は事業年度終了後3か月以内に所轄庁に事業報告書等を提出していること。）
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- ・代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団員等に該当する者がいないこと。

## 対象 経費

- ① 衛生管理対策の充実…マスク、消毒液の購入費用等
- ② IT通信環境整備…オンライン会議環境の整備に係る費用等
- ③ 回復期の事業展開に要する経費…専門家への相談経費等

※令和2年4月1日から12月31日までに実施する事業が対象となります。

※国や他の自治体、本市の他の助成金、委託料、指定管理料を充当している経費は対象外

## 助成 金額

1団体あたり限度額

**20**

万円

※助成は1団体につき1回までです。

※事業終了後のお支払いになります。

## 申請 期間

令和2年9月1日（火）～11月30日（月）（当日消印有効）

## 申請 方法

郵送のみ

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所市民協働推進課

市民活動緊急支援助成金（新しい生活様式対応事業）担当 宛

## 申請 書類

申請書類は相模原市のホームページから  
ダウンロードできます。

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei\\_sanka/1020880.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/1020880.html)



## 相模原市市民活動緊急支援助成金支給事業 Q & A

(令和2年9月1日時点)

### 1 支給要件について（共通）

No.	質問	回答
1	1つの団体が事業継続支援事業と新しい生活様式対応事業を重複して申請することはできますか。	対象要件をすべて満たしていれば、重複しての申請は可能です。
2	団体の所在地（NPO法人の主たる事務所の所在地等）が市外でも申請はできますか。	相模原市内を活動エリアとして継続して活動をしている団体で、他の要件を満たしていれば申請は可能です。 ただし、相模原市以外で行う活動に係る経費は支給の対象外です。

### 2 支給対象について（事業継続支援事業）

No.	質問	回答
3	もともと事業収入がなく、収入が会費や寄附金だけの団体は申請できますか。	収入が会費や寄附金だけの団体は、対象外です。
4	団体の規模に応じて給付金額に違いはありますか。	対象要件をすべて満たしていれば、一律10万円が支給されます。
5	国の持続化給付金や市の小規模事業者給付金と重複して申請できますか。	国の持続化給付金や市の小規模事業者給付金を支給を受けている団体は対象外です。

### 3 支給対象について（新しい生活様式対応事業）

No.	質問	回答
6	1団体で複数回の申請は可能ですか。	申請は1団体1回のみとなります。
7	自治会の活動も対象となりますか。	通常の自治会の活動に係る経費は対象外ですが、新型コロナウイルス感染症対策のために消耗品を買う経費等は対象になる場合があります。
8	国、県又は相模原市の他の支援制度を活用していますが、申請可能ですか。	同一の経費に対して複数の制度から助成を受けることはできませんが、他の支援制度等を活用していても、助成対象となる経費が異なる場合は申請可能です。 例1：Aという事業を実施するにあたり、他の助成金で会場使用料の助成を受けている。本助成事業では消耗品費のみを対象として申請したい。→助成可能です。 例2：Aという事業を実施するにあたり、他の助成金で会場使用料の助成を受けているが、不足が出たため、本助成事業でも会場使用料を対象として申請したい。→重複のため、助成不可です。
9	対象事業について、市の他の助成金について申請中ですが、支給はまだ決定していません。申請は可能ですか。	他の助成金の助成対象となった経費は、本助成金の対象外です。 本助成金の申請は11月末まで受け付けておりますので、交付申請中の助成金の経過を見て判断してください。
10	対象事業について、民間の助成金を受けている場合も申請は可能ですか。	助成対象となる経費が異なる場合は申請可能です。

No.	質問	回答
11	助成金を充当する経費について、申請時に見積書等の添付が必要ですか。	見積書等の添付は必須ではありませんが、交付決定後に大幅な金額や仕様の変更が生じた場合は手続が必要になることがありますので、申請までにあらかじめ見積書を取っておいてください。また、備品購入費を計上する場合は、当該商品のカタログ等を添付してください。
12	助成対象になる主な費目は何ですか。	事業の実施に直接要するもので、次の経費となります。報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料・賃借料、備品購入費、修繕費、会議費、諸会費、業務委託費等です。
13	活動再開・継続にあたり必要となる専門家からのサポートを受けた際に係る費用（交通費や委託費）は対象となりますか。	対象になります。ただし、新型コロナウイルス感染症対策事業との関係性を明確にしておいてください。（団体が従来から行っている相談等（定期的に行っているものなど）は対象外です。）
14	IT通信環境整備費用（通信機器のリース費等）を年払いとした際、全額対象となりますか。	本助成事業では、令和2年4月～12月の9か月間に要する経費が対象となりますので、年間契約の場合でも最大9か月分のみが対象になります。
15	パソコンやタブレット等、汎用性のある物品の購入は対象となりますか。	汎用性のある備品は対象外ですが、1万円未満の物品の場合は消耗品費の扱いになります。
16	助成対象とならない経費は何ですか。	新型コロナウイルス感染症対策との関連が読み取れない経費、契約・取得から支払いまでの手続きが実施期間内に完了していない経費、経費の内訳と支払いの証拠等が確認できないものは対象外です。
17	年払いの経費を申請したいのですが、領収書は一年分(年払い)のものしかないのです、どうしたらよいですか。	契約内容のわかる書類と一年分(年払い)の領収書の写しを添付してください。最大9か月間分を算出して支給します。
18	領収書等がなくても、支給されますか。	領収書等の無い支払いは助成対象外です。必ず領収書等の証拠書類を保管してください。
19	領収書は原本を添付するのですか。	領収書の写しを添付してください。
20	領収書のあて名は誰になりますか。	領収書のあて名は申請団体名としてください。ただし、今回の助成制度開始前（令和2年4月～8月）に支払いをした経費で、団体の経費から支出されているが、やむを得ず立て替え払いをしたなど、団体名と異なるあて名となっている場合は、ご相談ください。
21	領収書を保管しておく必要はありますか。	助成金を申請した領収書は5年間（令和8年3月末まで）廃棄せず保管をしてください。
22	消耗品や備品の購入より前に、助成金を支給してもらえませんか。	支払い方法は、確定払い（申請団体は事業終了後に助成金を受け取る）です。
23	事業が既に終了し、経費の支払いも済ませたので、実績報告書を提出したいのですが。	原則として、12月の事業期間終了後の提出となります。ただし、団体の事業年度の関係等で、1月より前の支払いが必要な場合はご相談ください。なお、実績報告書提出後の計画変更等はできませんのでご注意ください。

#### 4 申請手続きについて（共通）

No.	質問	回答
24	Webで申請できますか。	Webでの申請は受け付けておりません。郵送での申請をお願いします。
25	申請書はどこで入手できますか。	市ホームページからのダウンロードをお願いします。
26	窓口での申請は可能ですか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をお願いします。
27	いつまでに申請しなければなりませんか。申請に期日はありますか。	事業継続支援事業及び新しい生活様式対応事業とも、申請期間は令和2年9月1日（火）から令和2年11月30日（月）まで（当日消印有効）です。
28	申請できる人は誰ですか。	団体の代表者名で申請してください。
29	申請前の相談は受け付けていますか。	不明点などについては事前にお問合せください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話でのご相談をお願いします。

#### 5 助成金について（共通）

No.	質問	回答
30	支給後に、助成金に関する調査などがありますか。	調査の必要があると市が判断した場合は、助成金に関する報告や書類等の調査を行うことがあります。 申請内容に虚偽があった場合等は全額返還していただくことになります。
31	NPO法人が助成を受けた場合、事業報告書等にも記載する必要がありますか。	記載する必要があります。今後、事業年度終了後に事業報告書等を作成する際に、受け取った助成金を「収入」として、「支出」に実際に使った内訳どおりに金額を計上してください。